

香川県庁舎東館保存・耐震化検討会議設置要綱

(設置)

第1条 香川県庁舎東館（以下「東館」という。）の保存・耐震化について検討するため、香川県庁舎東館保存・耐震化検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について審議し、その結果を知事に報告し又は助言する。

- (1) 東館の文化的価値に関する事項
- (2) 東館の保存・耐震化に係る基本的な考え方及び留意すべき事項

(組織)

第3条 検討会議は、会長及び委員6人で組織する。

- 2 会長及び委員は、学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が委嘱する。

(会長の職務)

第4条 会長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

- 2 会長は、検討会議の会議を招集し、その議長となる。

(会議)

第5条 検討会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 2 検討会議は、その所掌事項に関係がある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、総務部財産経営課で行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月11日から施行する。